

3.2.8. 歴史的・文化的環境

事業実施想定区域内には指定文化財はない。拝所が1か所確認されている。

事業実施想定区域外においては、地区の北西側500mほどに位置する「前山御嶽」がある。「七日籠り」という祭祀が行われる与那覇集落の御嶽で、300～400年前に植えられたとされる、直径1m以上に育ったフクギを中心とした植物相は、「前山御嶽の植物群落」として市の天然記念物に指定されている。

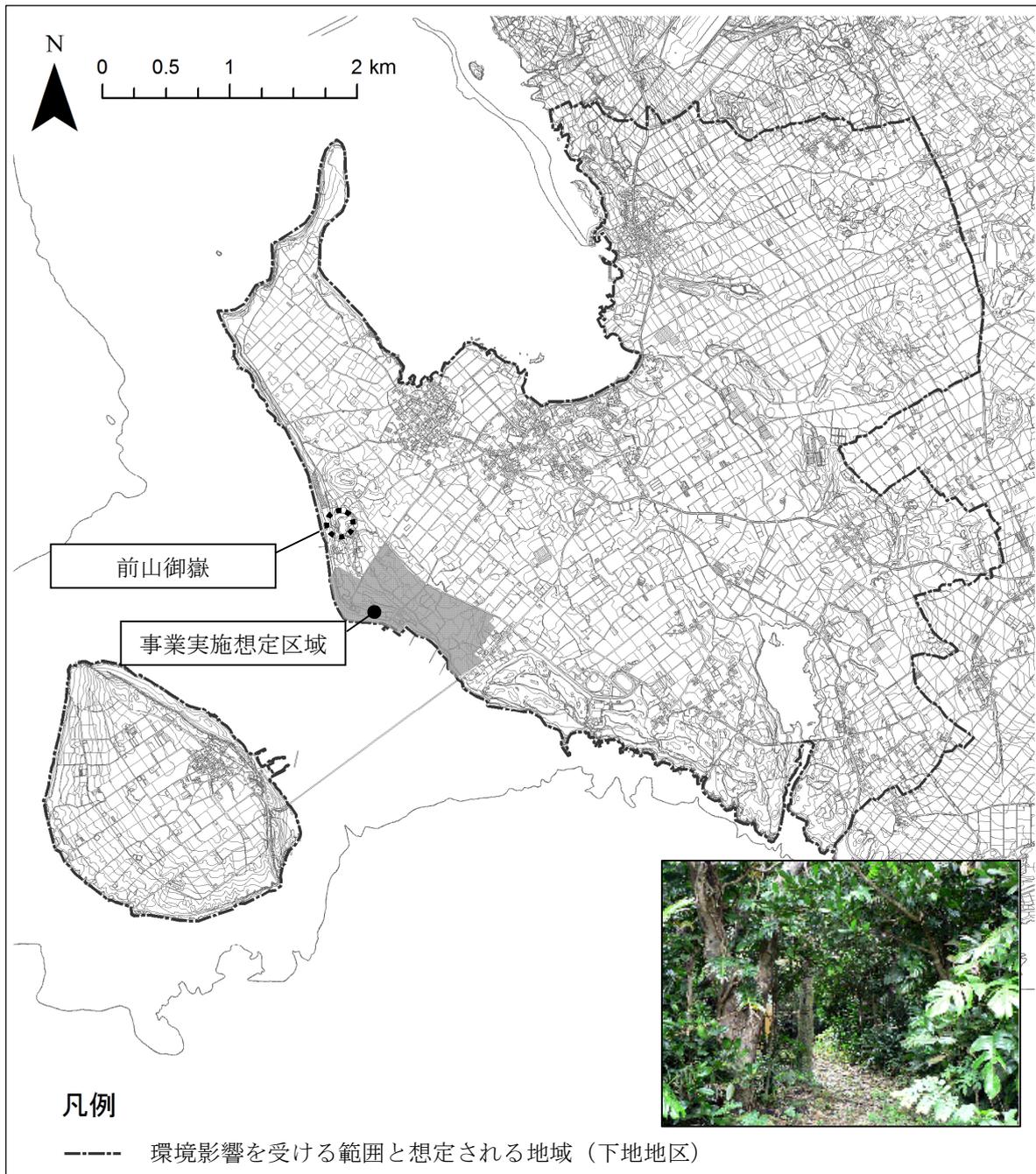


図 3.2.8-1 前山御嶽の位置と「前山御嶽の植物群落」写真

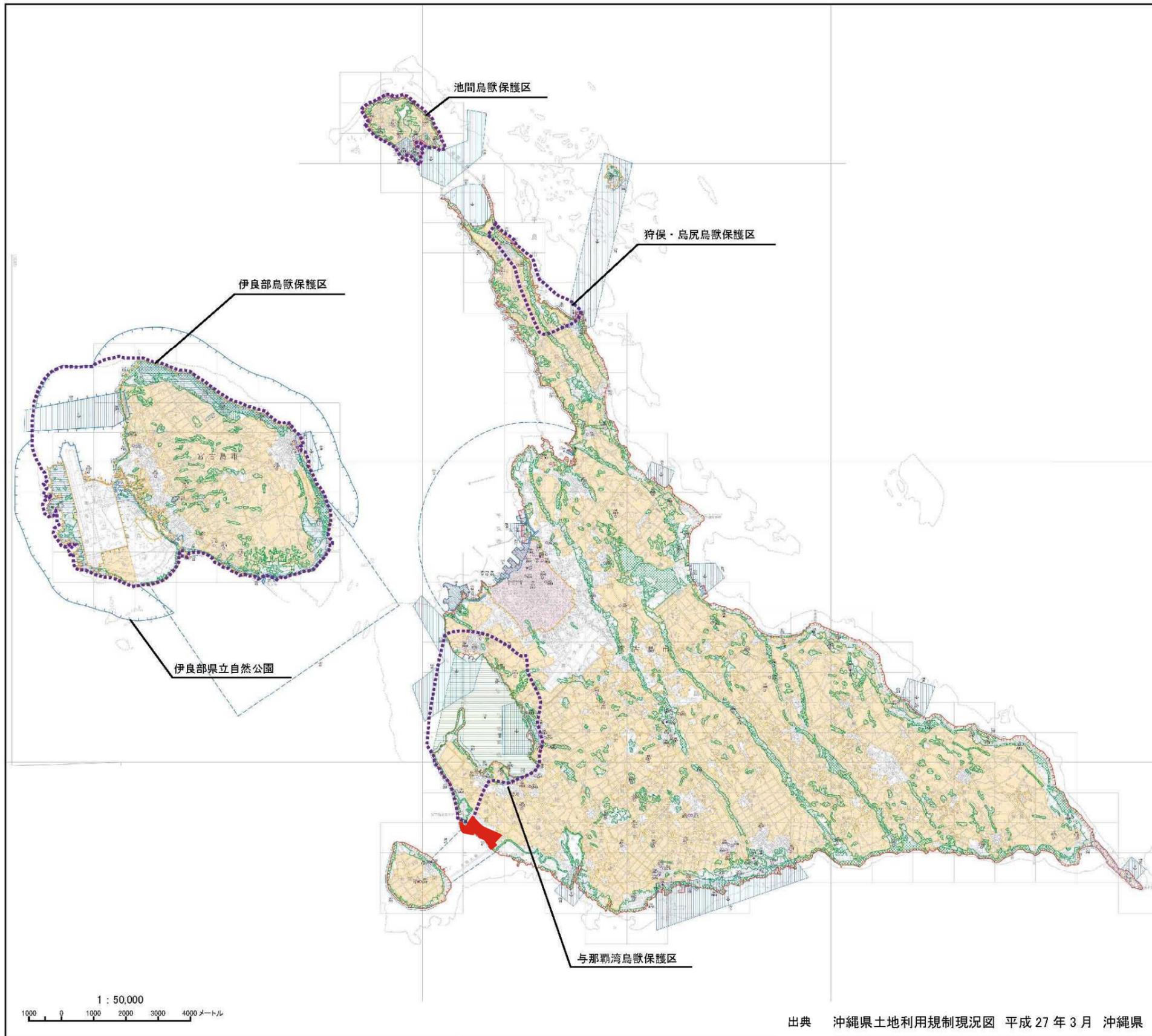
3.3. 関係法令等の指定、規制等

3.3.1 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容

宮古島市では各種法令に基づく地域・地区が定められており、開発などの行為に対して規制がかけられている。宮古島市における指定地域は、「宮古都市計画区域」「農業振興地域」「農用地区域」「保安林」「自然公園地域」「鳥獣保護区」「急傾斜地崩壊危険区域」などが挙げられる(表 3.3.1)。

表 3.3.1 法令に基づく地域・地区の指定状況

| 番号 | 法令に基づく地域・地区の指定状況 | 指定内容 |
|----|-----------------------|--------------------|
| 1 | 都市計画法 | 都市計画区域 |
| 2 | | 用途地域 |
| 3 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農業振興地域 |
| | | 農用地区域 |
| 4 | 森林法 | 民有林 |
| | | 保安林 |
| 5 | 沖縄県立自然公園条例 | 自然公園地域 (県立自然公園) |
| 6 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区 |
| 7 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 8 | 海岸法 | 海岸保全区域 |
| 9 | 港湾法 | 港湾区域 |
| 10 | | 港湾隣接地域 |
| 11 | 都市計画法 | 臨港地区 |
| 12 | 漁港漁場整備法 | 港湾地区 |
| 13 | 景観法 | 景観計画区域 |
| 14 | 文化財保護法 | 指定地域 |
| 15 | 騒音に係る規制状況 | 指定地域 |
| 16 | 振動に係る規制状況 | 指定地域 |
| 17 | 悪臭に係る規制状況 | 指定地域 |
| 18 | 水質汚濁に係る環境基準(環境基本法) | 類型指定状況 |
| 19 | 水質汚濁防止法 | 指定水域及び指定地域 |
| 20 | 湖沼水質保全特別措置法 | 指定湖沼 |
| 21 | 排水基準(排水基準を定める省令) | 湖沼及び海域 指定地域 |
| | 上乘せ基準(水質汚濁防止法) | |
| 22 | 宮古島市地下水保全条例 | 指定地域 |



凡例

| | |
|--|---------------------|
| | 都市計画区域 |
| | 市街化区域 |
| | 市街化調整区域 |
| | 用途地域(線引及び未線引都市計画区域) |
| | 農業振興地域 |
| | 農用地区域 |
| | 森林地域 |
| | 国有林 |
| | 保安林 |
| | 自然公園地域 |
| | 特別地域 |
| | 特別保護地区 |
| | 海域公園地区 |
| | 自然環境保全地域 |
| | 特別地区 |
| | 鳥獣保護区特別保護地区 |
| | 生息地等保護区 |
| | 風致地区 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| | 砂防指定地 |
| | 地すべり防止区域 |
| | 河川区域 |
| | 史跡名勝天然記念物 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 |
| | 水産庁所管 |
| | 港湾局所管 |
| | 河川局所管 |
| | 農村振興局所管 |
| | 港湾区域 |
| | 港湾隣接地域 |
| | 臨港地区 |
| | 漁港区域 |

事業実施想定区域

<地域森林計画対象農林の非表示について>
 地域森林計画対象農林は非表示とするが、森林地域から国有林を除いた区域になる。
 <利用上の注意>
 この図面は、「平成26年度沖縄県土地利用規制現況図説」とあわせて利用されたい。
 ※図説の番号と図面の番号は一致している。

図 3.3.1 法規制概要図

(1) 都市計画区域

宮古島市における都市計画区域は、旧伊良部町の区域を除く宮古島市の区域で 16,530 ヘクタールが指定されている。

(2) 用途地域

宮古島市における用途地域は、平良市街地のみ住居系、商業系、工業系など 436.3 ヘクタールが指定されている（表 3.3.2）。指定状況の詳細を以下に示す（図 3.3.2）。

表 3.3.2 用途地域の指定状況

| 種別 | | 区分 | 面積（ヘクタール） |
|------|-----|--------------|-----------|
| 用途地域 | 住居系 | 第1種低層住居専用地域 | 130.3 |
| | | 第2種低層住居専用地域 | 0.0 |
| | | 第1種中高層住居専用地域 | 113.5 |
| | | 第2種中高層住居専用地域 | 40.2 |
| | | 第1種住居地域 | 30.0 |
| | | 第2種住居地域 | 12.8 |
| | | 準住居地域 | 14.0 |
| | | 小計 | 340.8 |
| | 商業系 | 近隣商業地域 | 11.6 |
| | | 商業地域 | 24.0 |
| | | 小計 | 35.6 |
| | 工業系 | 準工業地域 | 58.0 |
| | | 工業地域 | 1.9 |
| | | 工業専用地域 | 0.0 |
| | | 小計 | 59.9 |
| | 合計 | | |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」（沖縄県、平成 27 年 3 月）

(3) 農業振興地域・農用地区域

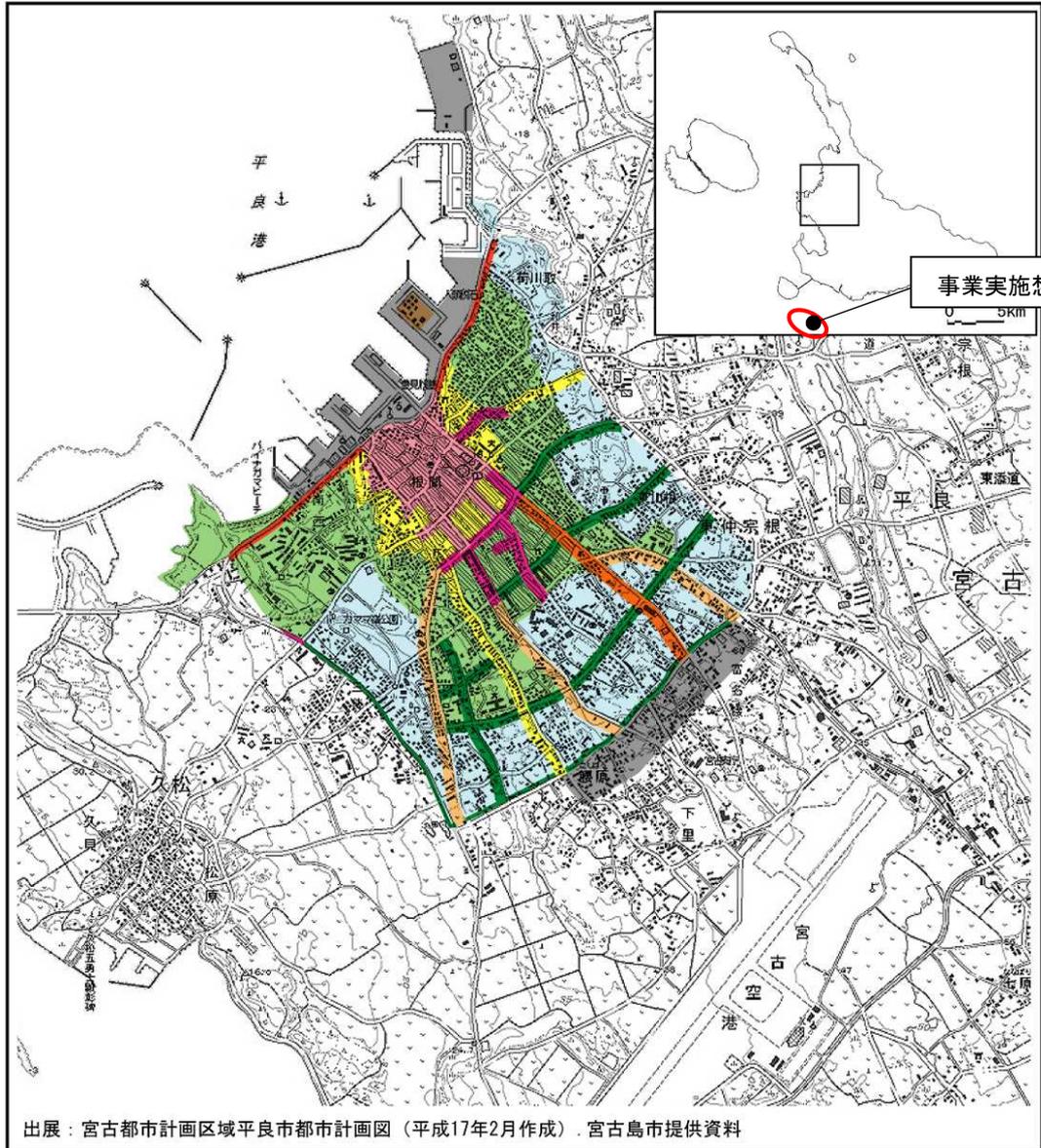
宮古島市における農業振興地域は、21,183 ヘクタールが指定されている。そのうちの 13,640 ヘクタールが農用地区域に指定されている（表 3.3.3）。

事業実施想定区域でも一部に農用地区域が指定されている。

表 3.3.3 農業振興地域・農用地区域の指定状況

| 地域・区域 | 面積（ヘクタール） |
|--------|-----------|
| 農業振興地域 | 19,579 |
| 農用地区域 | 11,889 |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」（沖縄県、平成 27 年 3 月）



- 凡 例 -

用途種別

- | | | | |
|--|---|--|--|
| 第一種低層住居専用地域 | 第一種住居地域 | 第二種住居地域 | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 | 商業地域 | 工業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | | | |



出典：「宮古都市計画区域平良市都市計画図」（宮古島市、平成 17 年 2 月）

図 3.3.2 用途地域図

(4) 森林地域・国有林・民有林・保安林

宮古島市における森林地域は3,364ヘクタールであり、すべて民有林である。

そのうち1,115ヘクタールが防風保安林や潮害防備保安林、干害防備保安林、保健保安林として指定されている(表3.3.4)。

事業実施想定区域では海岸沿いのマツ林が保安林に指定されており、大半は潮害防備保安林、一部が水源涵養保安林である。

表 3.3.4 宮古島市における森林地域、国有林、民有林、保安林の指定状況

| 地域・区域 | | 面積 (ヘクタール) |
|----------|-------|------------|
| 森林地域面積 | | 3,364 |
| 林野庁所管国有林 | | — |
| 民有林 | 小計 | 3,364 |
| | 県有林 | 73 |
| | 市町村有林 | 1,838 |
| | 私有林 | 1,453 |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」(沖縄県、平成27年3月)

| 保安林種別 | 面積 (ヘクタール) |
|---------|-------------|
| 防風保安林 | 341 |
| 潮害防備保安林 | 624 |
| 干害防備保安林 | 139 (8) |
| 保険保安林 | 11 (218) |
| 合計 | 1,115 (226) |

「出典：沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」(沖縄県、平成27年3月)

※ ()書きは上位の保安林種との兼種指定を外書で示した

(5) 自然公園地域 (県立自然公園)

宮古島市における自然公園地域には伊良部県立自然公園が指定されている。

指定区域は下地島空港および漁港区域等を除いた伊良部島・下地島とその周辺海域であり、面積は5,739ヘクタール、うち陸域が3,415ヘクタール、海域が2,324ヘクタールである(表3.3.5)。

事業実施想定区域および隣接地では自然公園は指定されていない。

表 3.3.5 宮古島市における自然公園地域の指定状況

| 種別 | 陸域面積 (ヘクタール) | | | | 海域面積 (ヘクタール) | | | 合計 |
|-----------|--------------|------|------|-------|--------------|------|------|-------|
| | 特別保護地域 | 特別地域 | 普通地域 | 計 | 海中公園地区 | 普通地域 | 計 | |
| 伊良部県立自然公園 | | 562 | 2853 | 3,415 | | 2324 | 2324 | 5,739 |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」(沖縄県、平成27年3月)

(6) 鳥獣保護区

宮古島市における鳥獣保護区は、与那覇湾、伊良部、池間、狩俣・島尻の4カ所（合計6,699ヘクタール）が指定されている（表3.3.6）。

事業実施想定区域の隣接地では広い範囲が与那覇湾を中心とする鳥獣保護区に指定されており、これが事業実施想定区域の一部にかかっている。

なお、与那覇湾の湿地はほぼ全体（704ha）がラムサール条約登録湿地となっている。

表 3.3.6 宮古島市における鳥獣保護区指定状況

| 種別 | 名称 | 分類 | 面積 (ha) | 期間 |
|----------|-------|-------------|---------|-----------------------|
| 集団渡来地 | 与那覇湾 | 鳥獣保護区 (国) | 1,366 | H23. 11. 1~43. 10. 31 |
| | | 鳥獣保護特別区 (国) | 704 | |
| | 伊良部 | 鳥獣保護区 (県) | 4,851 | |
| 集団繁殖地 | 池間 | 鳥獣保護区 (国) | 282 | H23. 11. 1~43. 10. 31 |
| 身近な鳥獣生息地 | 狩俣・島尻 | 鳥獣保護区 (県) | 200 | |

出典：沖縄県資料より作成

(7) 急傾斜地崩壊危険区域

宮古島市における急傾斜地崩壊危険区域には、伊良部島佐良浜地区の198.03アールが指定されている（図3.3.1を参照）。

事業実施想定区域および隣接地では急傾斜崩壊危険区域は指定されていない。

(8) 海岸保全区域

宮古島市における海岸保全区域は、全体で38区域が指定されており、その指定延長は全体で38,520mである（表3.3.7）。

事業実施想定区域では農村振興局所管の「前浜海岸」として3,318mが指定されている。

表 3.3.7 宮古島市における海岸保全区域指定状況

| | | 指定延長 (m) | 区域 (㎡) | | | 指定延長 (m) | 区域 (㎡) | |
|-----------------|-------------|----------|---------|-----------------|--------------|-----------|---------|---|
| 港湾局 所管 | 伊良部字伊良部 | 720 | 36,000 | 農村 振興局 所管 | 島尻海岸 | 1,180 | 177,000 | |
| | 平良字荷川取 | 225 | 8,730 | | 島尻南海岸 | 2,300 | 345,000 | |
| | 平良字西原 | 580 | — | | 佐和田海岸 | 2,708 | 592,397 | |
| | 平良字久松 | 325 | — | | 新城海岸 | 800 | 100,200 | |
| | 下地字与那覇 | 650 | 119,988 | | 西平安名崎海岸 | 5,100 | 437,200 | |
| | 平良字下里 | 281 | 12,273 | | 来間海岸 | 2,920 | 278,000 | |
| | 平良字久良 | 335 | 32,560 | | 内浜海岸 | 1,411 | 9,872 | |
| | 〃 | 140 | 4,797 | | 前浜海岸 | 3,318 | 394,236 | |
| | 平良字下里アマヒサ | 135 | 13,400 | | 松原海岸 | 1,052 | 137,480 | |
| | 字下里大嶺 | 97 | 9,730 | | 浦底漁港海岸 | 736 | — | |
| | 伊良部字池間添～伊良部 | 357 | 59,846 | | 水産庁 所管 | 佐和田漁港海岸 | 830 | — |
| | 平良バイナガマ | 19 | — | | 高野漁港海岸 | 1,110 | — | |
| | 伊良部 | 1,300 | 14,165 | | 島尻漁港海岸(島尻地区) | 556 | — | |
| 河川局 所管 | 下地字上地 | 1,295 | 388,500 | 佐良浜漁港海岸 | 131 | — | | |
| | 下地字与那覇 | 786 | 125,760 | 島尻漁港海岸(大神地区) | 410 | — | | |
| | 平良字池尻 | 500 | 50,000 | 博愛漁港海岸 | 515 | — | | |
| | 平良字池間 | 1,042 | 175,500 | 久松漁港海岸 | 160 | — | | |
| | 狩俣東部海岸 | 600 | 120,000 | 合計 | 38,520 | 4,338,189 | | |
| 農村 振興局 所管 | 保良海岸 | 570 | 228,000 | | | | | |
| | 西島尻海岸 | 1,380 | 187,578 | | | | | |
| | 浦底海岸 | 370 | 43,577 | | | | | |
| | 長北海岸 | 1,576 | 236,400 | | | | | |

出典：沖縄県土地利用現況規制現況図説明書 平成27年3月 沖縄県

(9) 港湾区域

宮古島市における港湾区域は、重要港湾として平良港の1港が指定されており、地方港湾として来間・前浜港、長山港、水納港の3港が指定されている。指定面積は全体で3,970ヘクタールである（表3.3.8）。

表 3.3.8 宮古島市における港湾区域指定状況

| 港湾名 | 面積（ヘクタール） | 管理者 | 備考 |
|--------|-----------|------|------|
| 平良港 | 1,493 | 宮古島市 | 重要港湾 |
| 来間・前浜港 | 198 | 沖縄県 | 地方港湾 |
| 長山港 | 2,237 | 〃 | 〃 |
| 水納港 | 42 | 〃 | 〃 |
| 合計 | 3,970 | | |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」（沖縄県、平成27年3月）

(10) 港湾隣接地域

宮古島市における港湾隣接地域は、平良港、来間・前浜港、長山港(2地区)の4地域（合計13.81ヘクタール）が指定されている（表3.3.9）。

表 3.3.9 宮古島市における港湾隣接地域指定状況

| 港名 | 地区名 | 面積（ヘクタール） | 管理者 |
|--------|-----|-----------|------|
| 平良港 | — | 3.73 | 宮古島市 |
| 来間・前浜港 | 前浜 | 5.22 | 沖縄県 |
| 長山港 | 渡口 | 4.46 | 沖縄県 |
| 〃 | 伊良部 | 0.40 | 沖縄県 |
| 合計 | | 13.81 | |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」（沖縄県、平成27年3月）

(11) 臨港地区

宮古島市における臨港地区は、平良臨港地区及び長山港臨港地区の2カ所（合計77.5ヘクタール）が指定されている（表3.3.10）。

事業実施想定区域および隣接地には臨港地区は指定されていない。

表 3.3.10 宮古島市における臨港地区指定状況

| 港名 | 面積（ヘクタール） | 管理者 |
|--------|-----------|------|
| 平良臨港地区 | 74.1 | 宮古島市 |
| 長山臨港地区 | 4.6 | 沖縄県 |
| 合計 | 78.7 | |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」（沖縄県、平成27年3月）

(12) 漁港区域

宮古島市における漁港区域は、県管理の第1種、2種、4種漁港および宮古島市管理の第1種漁港が指定されており、宮古島市全体で13カ所2,046ヘクタールが指定区域となっている(表3.3.11)。

事業実施想定区域および隣接地には漁港区域は指定されていない。

表 3.3.11 宮古島市における漁港区域指定状況

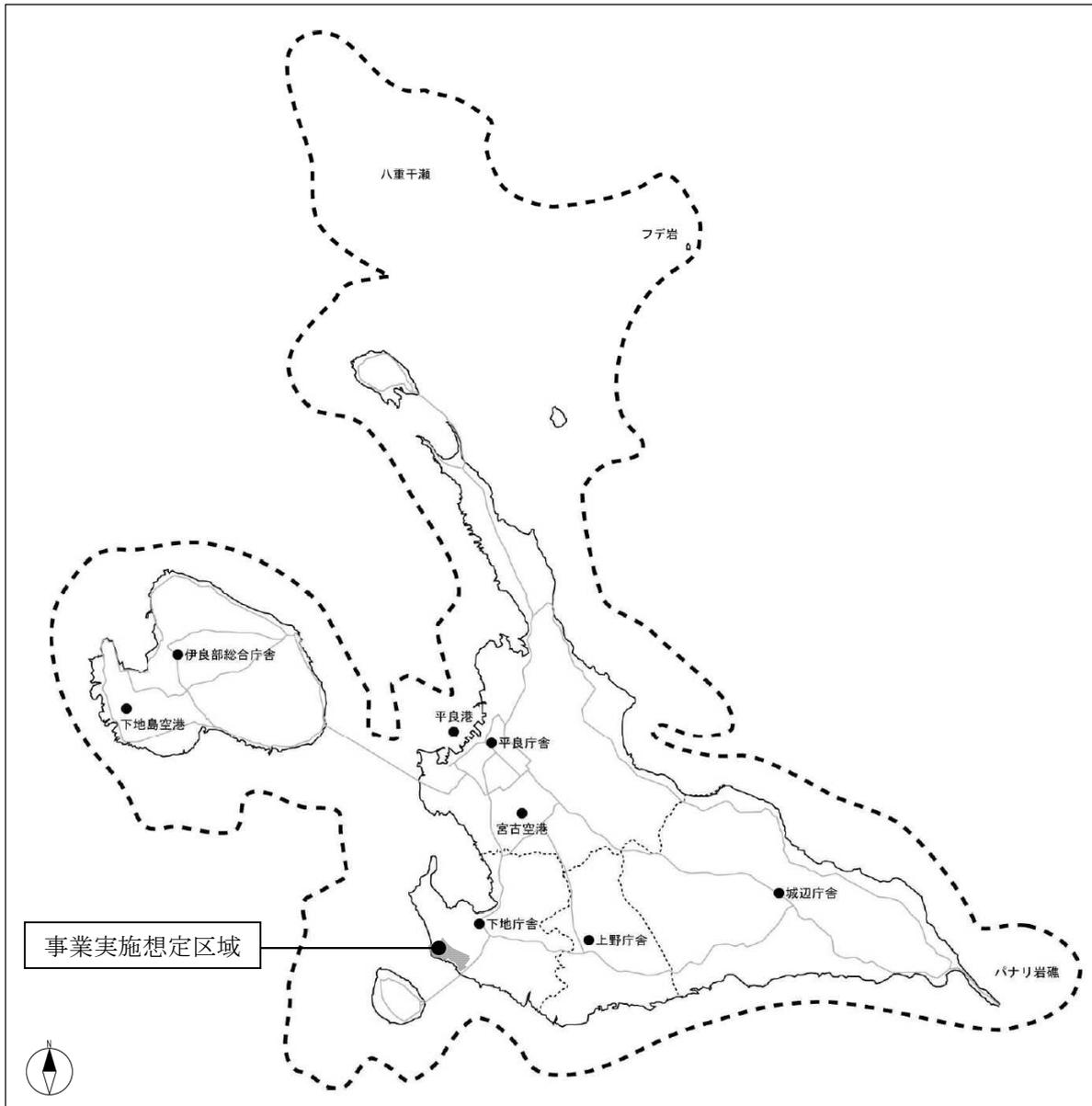
| 種別 | 区域の名称 | 所在地 | 面積 (ヘクタール) |
|---------------|-------|----------|------------|
| 第1種漁港 (県管理) | 博愛漁港 | 上野字宮国、友利 | 412 |
| | 佐和田漁港 | 伊良部字佐和田 | 235 |
| 第2種漁港 (県管理) | 荷川取漁港 | 平良字荷川取 | 32 |
| | 佐良浜漁港 | 伊良部字池間添 | 82 |
| 第4種漁港 (県管理) | 池間漁港 | 平良字池間 | 247 |
| 第1種漁港 (市町村管理) | 島尻漁港 | 平良字島尻・大神 | 465 |
| | 真謝漁港 | 平良字西原 | 13 |
| | 高野漁港 | 平良字東仲宗根添 | 74 |
| | 浦底漁港 | 城辺字福里 | 109 |
| | 保良漁港 | 城辺字保良 | 27 |
| | 棚根漁港 | 下地字洲鎌 | 74 |
| | 川満漁港 | 下地字川満 | 143 |
| | 狩俣漁港 | 平良字狩俣 | 133 |
| | | 合計 | 2,046 |

出典：「沖縄県土地利用現況規制現況図説明書」(沖縄県、平成27年3月)

(13) 景観形成区域

宮古島市景観形成計画では、沿岸海域を含めた市全体が景観形成区域に指定されている(図 3.3.3)。

この中で事業実施想定区域および隣接地は「琉球石灰岩隆起の地形を活かした海岸地形景観」を大切にする「海岸地域景観ゾーン」として区分されている。



出典：「宮古島市景観計画ガイドライン」(宮古島市、平成 24 年)

図 3.3.3 景観形成区域

(14) 文化財保護法

平成 26 年 3 月末現在、宮古島市には文化財保護法に基づく国指定等文化財が 21 件、県指定文化財等が 15 件、市指定文化財等が 117 件ある。そのうち、本項で取り扱う法規制に基づく地域・地区・場所に関わらない無形民俗と歴史資料を除いたものを、表 3.3.12 に整理し、その位置を図 3.3.4 に示す。ただし、地域を定めていない天然記念物については図に示していない。

表 3.3.12(1) 宮古島市の指定文化財

| No. | 史跡・建造物・有形民俗・典籍 | 指定状況 | 種類 | No. | 史跡・建造物・有形民俗・典籍 | 指定状況 | 種類 |
|-----|----------------------|------|--------|-----|----------------------|------|------|
| 1 | 先島諸島火番盛「遠見番所」池間遠見 | 国 | 史跡 | 57 | アナ井 | 市 | 史跡 |
| 2 | 先島諸島火番盛「遠見番所」狩俣遠見 | 国 | 〃 | 58 | アマ井 | 市 | 〃 |
| 3 | イスウガー(磯井) | 市 | 有形民俗 | 59 | ドイツ商船遭難之地碑 | 市 | 〃 |
| 4 | クスヌカー(後の井) | 市 | 〃 | 60 | 喜佐真御嶽 | 県 | 有形民俗 |
| 5 | 島尻元島のシナカガー | 市 | 史跡 | 61 | 下地町の池田缸(いけだばし) | 県 | 史跡 |
| 6 | 先島諸島火番盛「遠見番所」島尻遠見 | 国 | 〃 | 62 | 赤名宮 | 市 | 有形民俗 |
| 7 | 海軍特攻艇格納秘匿壕(戦跡) | 市 | 〃 | 63 | 真屋御嶽 | 市 | 〃 |
| 8 | 四島(ゆすま)の主の墓 | 市 | 〃 | 64 | 松村家の井戸の縁石 | 市 | 史跡 |
| 9 | 住屋遺跡(俗称・尻間) | 市 | 〃 | 65 | 川満大殿の墓 | 市 | 〃 |
| 10 | ドイツ皇帝博愛記念碑 | 県 | 〃 | 66 | 与那覇支石墓 | 市 | 〃 |
| 11 | 産業界之恩人記念碑 | 市 | 典籍 | 67 | ツヌジ御嶽 | 市 | 有形民俗 |
| 12 | 祥雲寺の石垣 | 市 | 史跡 | 68 | 赤崎御嶽 | 市 | 〃 |
| 13 | 観音堂経塚 | 市 | 〃 | 69 | クバカ城跡 | 市 | 史跡 |
| 14 | 漲水御嶽と石垣 | 市 | 〃 | 70 | 先島諸島火番盛「遠見番所」来間遠見 | 国 | 〃 |
| 15 | 漲水石畳道 | 市 | 〃 | 71 | 来間川(泉) | 市 | 〃 |
| 16 | 仲宗根豊見親の墓 | 国・県 | 建造物・史跡 | 72 | スムリャーミャーカ(巨石墓) | 県 | 〃 |
| 17 | アトシマ墓 | 国 | 〃 | 73 | 与那覇勢頭豊見親沖繩島発見出発のち | 市 | 〃 |
| 18 | 知利真良豊見親の墓 | 国 | 〃 | 74 | 仲屋金盛(なかやかなもり)ミャーカ | 市 | 〃 |
| 19 | 恩河里之子親雲上の墓碑 | 市 | 典籍 | 75 | 大立大殿(うぶだていうぶどうぬ)みャーカ | 市 | 〃 |
| 20 | 大和井(やまとがー) | 国 | 史跡 | 76 | サバウツガー | 市 | 〃 |
| 21 | 大川(うぶかー) | 市 | 〃 | 77 | ピャーズ御嶽(クンマウキャー) | 市 | 〃 |
| 22 | 本村家「報本」碑 | 市 | 典籍 | 78 | ヤマトブー大岩 | 市 | 〃 |
| 23 | 西ツガ墓 | 市 | 建造物 | 79 | タウワインミアブ | 市 | 〃 |
| 24 | 下地家の墓 | 市 | 〃 | 80 | アブガーNo.1 | 市 | 〃 |
| 25 | 盛加(むいか)がー | 市 | 史跡 | 81 | アブガーNo.2 | 市 | 〃 |
| 26 | 下地仁屋利社(にーやりしゃ)の墓碑 | 市 | 〃 | 82 | ウスバリアブ | 市 | 〃 |
| 27 | 平良第一小学校の正門の石垣 | 市 | 建造物 | 83 | カナマラアブ | 市 | 〃 |
| 28 | 久松みャーカ(巨石墓)群 | 市 | 〃 | 84 | ヌドクピアブ | 市 | 〃 |
| 29 | ミヌズマ遺跡の井戸 | 市 | 史跡 | 85 | ティーズアブ | 市 | 〃 |
| 30 | 鏡原馬場跡 | 市 | 〃 | 86 | スサビミャーカ(巨石墓) | 市 | 〃 |
| 31 | 大野越排水溝 | 国 | 建造物 | 87 | フナハガー | 市 | 〃 |
| 32 | 西銘御嶽 | 市 | 史跡 | 88 | 乗瀬御嶽(のーしうたき) | 市 | 〃 |
| 33 | 山川ウブカー | 市 | 有形民俗 | 89 | ダキフガー | 市 | 〃 |
| 34 | 野加那泉(ぬがながー) | 市 | 〃 | 90 | 神里ガー | 市 | 〃 |
| 35 | 高腰(たかうす)城跡 | 県 | 史跡 | 91 | 魚垣 | 市 | 有形民俗 |
| 36 | 瑞福隧道(ずいふくずいどう) | 市 | 建造物 | 92 | アラガー | 市 | 史跡 |
| 37 | 野城泉(ぬぐすぐがー) | 市 | 史跡 | 93 | 黒浜御嶽 | 市 | 〃 |
| 38 | 保良元島遺跡 | 市 | 〃 | 94 | 佐和田のユークイ | 市 | 〃 |
| 39 | 1.マムヤの屋敷跡 2.機織り場 3.墓 | 市 | 〃 | 95 | 下地島巨岩 | 市 | 〃 |
| 40 | 城辺のアギス(カ石)西里添(西中) | 市 | 有形民俗 | 96 | 旧西中共同製糖場煙突 | 国 | 建造物 |
| 41 | 〃 新城 | 市 | 〃 | 97 | 先島諸島火番盛「遠見番所」大神遠見 | 国 | 史跡 |
| 42 | 〃 保良(七又) | 市 | 〃 | | | | |
| 43 | 七又のミーマガー | 市 | 〃 | | | | |
| 44 | 城辺町の友利のあま井 | 県 | 〃 | | | | |
| 45 | ウイピャームトウの祭場 | 県 | 〃 | | | | |
| 46 | 先島諸島火番盛「遠見番所」砂川遠見 | 国 | 史跡 | | | | |
| 47 | 上比屋山(ういびゃーやま)遺跡 | 県 | 〃 | | | | |
| 48 | 金志川泉(きんすうきャーがー) | 市 | 〃 | | | | |
| 49 | 大嶽(うぶたき)城跡 | 市 | 〃 | | | | |
| 50 | 野原岳(のぼるだけ)の霊石 | 県 | 〃 | | | | |
| 51 | ピンザアブ遺跡 | 市 | 〃 | | | | |
| 52 | テマカ城跡 | 市 | 〃 | | | | |
| 53 | 御船(うーに)の親(しゆう)御嶽 | 市 | 〃 | | | | |
| 54 | キャーザ井 | 市 | 有形民俗 | | | | |
| 55 | スカプチャー御嶽 | 市 | 〃 | | | | |
| 56 | 好善(こうじん)ミガガマ御嶽 | 市 | 史跡 | | | | |

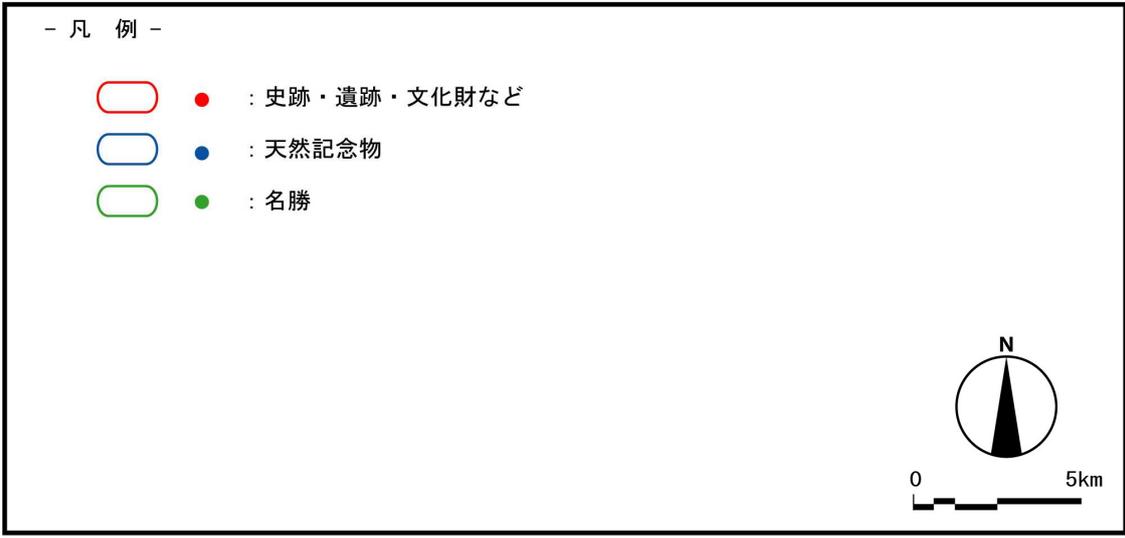
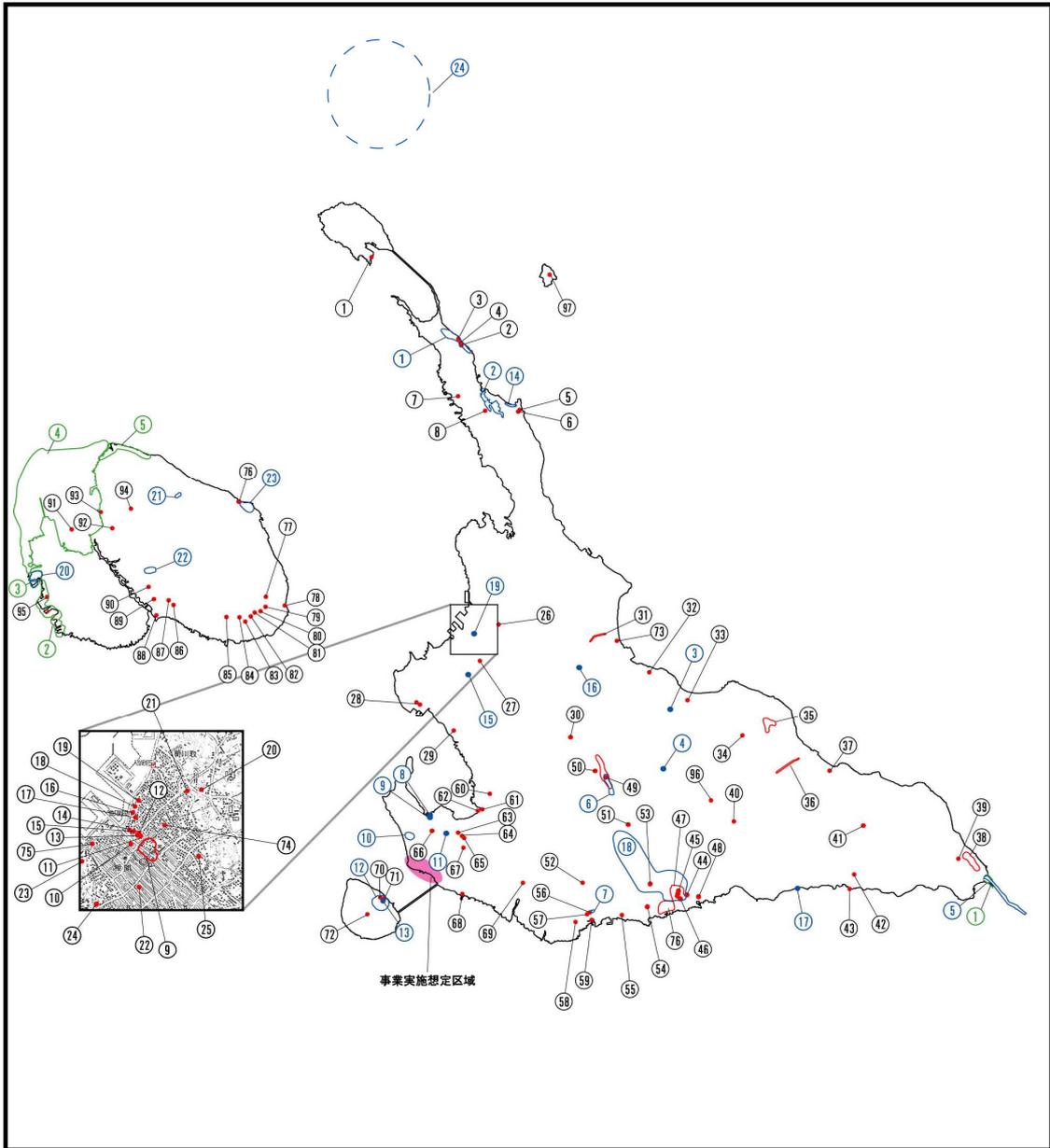
出典：「平成 26 年度版統計みやこじま」(宮古島市、平成 27 年 3 月) から整理

表 3.3.12(2) 宮古島市の指定文化財

| No. | 天然記念物 | 指定状況 | 地域 |
|-----|-----------------------|------|----------|
| 1 | 狩俣の植物群落 | 市 | 平良 |
| 2 | 島尻のマングローブ林 | 市 | 〃 |
| 3 | 飛鳥御嶽(とうぶとうりいうたき)の植物群落 | 市 | 〃 |
| 4 | 前井の御神木その周辺の植物群落 | 市 | 〃 |
| 5 | 東平安名岬隆起珊瑚礁海岸風衝植物群落 | 県 | 城辺 |
| 6 | 大御嶽公園の植物群落 | 市 | 上野 |
| 7 | 好善ミガガマ御嶽の植物群落 | 市 | 〃 |
| 8 | トマイ御嶽の植物群落 | 市 | 下地 |
| 9 | サキシマスオウノキ | 市 | 〃 |
| 10 | 前山御嶽(まえやまうたき)の植物群落 | 市 | 〃 |
| 11 | 古墓を抱くアコウ | 市 | 〃 |
| 12 | 来間島断崖の植生 | 市 | 〃 |
| 13 | 雨乞い座(あまごいざー)のデイゴ | 市 | 〃 |
| 14 | 地質島尻断崖と海食台 | 市 | 平良 |
| 15 | ツツビスキアブ(腰原嶺洞穴) | 市 | 〃 |
| 16 | シマジリクヅラ化石 | 市 | 〃 |
| 17 | 仲原化石 | 市 | 城辺 |
| 18 | ツマグロゼミ生息地 | 市 | 城辺・上野 |
| 19 | 宮古馬 | 県 | 宮古島市平良 |
| - | アカヒゲ | 国 | 地域を定めず指定 |
| - | オカヤドカリ | 国 | 〃 |
| - | カラスバト | 国 | 〃 |
| - | イジマムシクイ | 国 | 〃 |
| - | リュウキュウキンノト | 国 | 〃 |
| - | キシノウエトカゲ | 国 | 〃 |
| - | ミヤコサワガニ | 県 | 宮古島全域 |
| 20 | 下地島の通り池 | 国 | 伊良部 |
| 21 | 大竹中洞穴 | 市 | 伊良部 |
| 22 | 国仲御嶽の植物群落 | 県 | 伊良部 |
| 23 | イラブナスビ | 市 | 伊良部 |
| 24 | 八重干瀬(やびじ) | 国 | |
| - | ミヤコジマソウ | 市 | 地域を定めず指定 |
| - | ミヤコジマハナワラビ | 市 | 地域を定めず指定 |

| No. | 名勝 | 指定状況 | 地域 |
|-----|--------------|------|------------|
| 1 | 東平安名崎 | 国 | 城辺 |
| 2 | 下地島南・西岩礁海岸地域 | 市 | 伊良部 |
| 3 | 下地島の通り池 | 国 | 伊良部 |
| 4 | 佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面 | 市 | 伊良部 |
| 5 | 白鳥崎岩礁海岸 | 市 | 伊良部 |
| | 八重干瀬(やびじ) | 国 | (天然記念物と重複) |

出典:「平成 26 年度版統計みやこじま」(宮古島市、平成 27 年 3 月) から整理



出典：「平成 26 年度版統計みやこじま」（宮古島市、平成 27 年 3 月）

図 3.3.4 文化財位置図

(15) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(制定：昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(制定：昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 67 号)、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(制定：平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令 32 号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(制定：昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 53 号)がある。

事業実施想定区域及びその周辺においては、騒音規制法に基づく規制地域ではない。

(16) 振動に係る規制

「振動規制法」(制定：昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)に基づく「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(制定：昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)、「振動規制法施行規則」(制定：昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)の道路交通振動の限度、特定建設作業の規制に関する基準がある。

事業実施想定区域及びその周辺においては、振動規制法に基づく規制地域ではない。

(17) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(制定：昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)に基づく悪臭原因物の規制基準がある。

事業実施想定区域及びその周辺においては、悪臭防止法に基づく規制地域ではない。

(18) 水質汚濁に係る環境基準に基づく類型指定状況

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)は旧公害対策基本法第 9 条に基づくもので、昭和 46 年に定められている〔現環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)第 16 条]。人の健康の保護に関する基準(健康項目 27 項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目 9 項目)とがあり、前者は全ての公共用水域について直ちに達成、維持されるものとされている。後者は、河川、海域等の利用目的に応じた水域類型別に基準が示されており、都道府県が各公共用水域の利水状況を勘案して類型指定を行い基準を適用することとなっている。

「平成 25 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(沖縄県環境部、平成 27 年 3 月)によると、海域では平良港が「水質汚濁に係る環境基準」の A 類型に指定されている。また、類型指定はないが、与那覇湾においても調査が行われている。

事業実施想定区域の周辺においては、「水質汚濁に係る環境基準」の類型に指定された水域はない。

(19) 水質汚濁防止法に規定する指定水域及び指定地域

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)は、一定の要件に該当する汚水又は廃液(汚水等)を排出する施設を「特定施設」と定め、「特定施設」を設置し汚水等を公共用水域へ排出するとき、あるいはその構造を変更しようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付け、公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制している。

事業実施想定区域の周辺においては、「宮古東急リゾート」が特定施設として届け出を行っているが、指定水域及び指定地域はない。

(20) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼

「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号)は、湖沼の水質の保全を図るため、必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている(第1条)。

宮古島市内においては、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼はない。

(21) 排水基準に係る湖沼及び海域、上乘せ基準の指定地域

沖縄県内の排水基準に係る湖沼及び海域については、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)の別表第二の備考6における、「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年5月30日環境庁告示第27号)及び「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年8月27日環境庁告示第67号)により定められ、上乘せ基準の指定地域については、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和50年7月9日条例第37号)により水域及び海域の上乗せ基準が定められている。

宮古島市内においては、与那覇湾が閉鎖性海域として指定され、窒素と磷の排出規制を受けているが、事業実施想定区域の周辺においては、指定地域はない。

(22) 宮古島市地下水保全条例に係る指定地域

「宮古島市地下水保全条例」(宮古島市、平成21年6月)は、宮古島市の地下水の利用と保全を図るため、宮古島市の地下水が公共的資源であることを明記し、地下水を採取する際の許可や、水道水源保全地域内で、地下水に影響を及ぼす恐れのある事業を行おうとする際の事前協議を定めている。

事業実施想定区域の周辺においては、水道水源保全の指定を受けた地域はない。

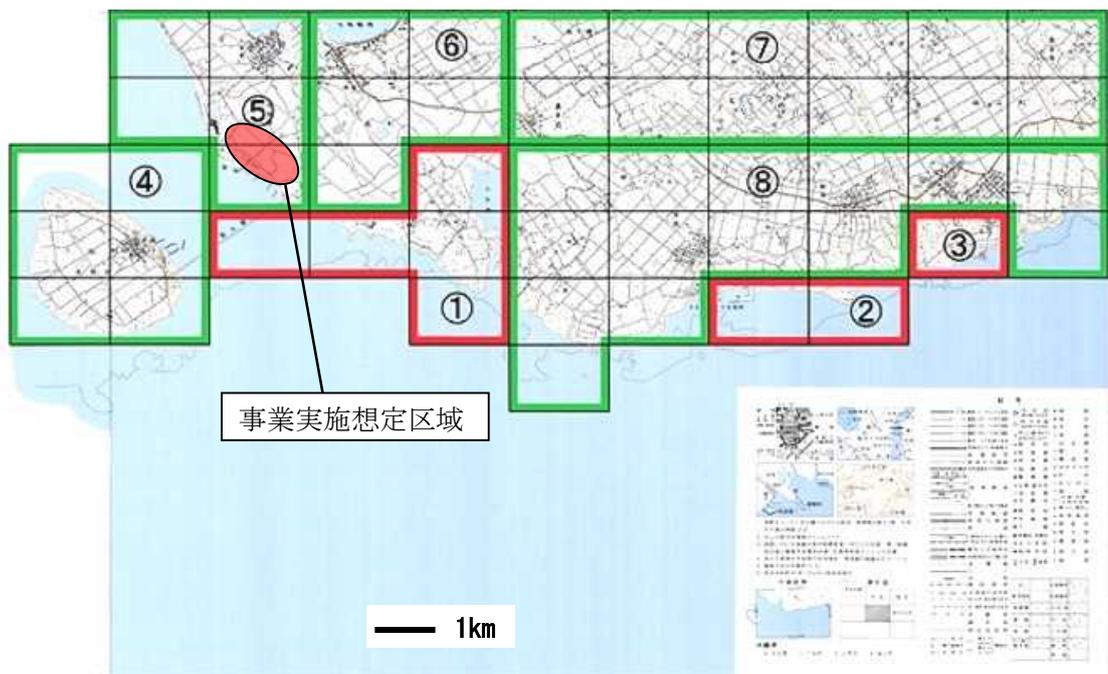
3.3.2 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策

1) 沖縄県の自然環境の保全に関する指針（宮古・久米島編）

「自然環境の保全に関する指針」は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。具体的には、貴重な動植物の分布、サンゴ礁や藻場の分布、土地利用、自然公園など環境に関する様々な情報を整理し、それを分析して地域ごとの環境特性を明らかにし、「陸域に関する指針」と「沿岸域に関する指針」に分けている。

陸域に関する指針は、自然環境及び社会環境に関する各種情報を重ね合わせて一つの地図を作成し、この地図を南北約 0.9km、東西約 1.3km の幅で網の目状の区画（3次メッシュ）に区分し、区分した区画ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとしてⅠ～Ⅴの5つに区分している。

陸域に関する指針において事業実施想定区域は、評価ランクⅢの自然環境の保全を図る区域となっている。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平14総複、第103号）」

- | | | |
|----|--|--|
| 凡例 | 自然環境の厳正な保護を図る区域 | 自然環境の保護・保全を図る区域 |
| | 自然環境の保全を図る区域 | 身近な自然環境の保全を図る区域 |
| | 緑地環境の創造を図る区域 | |

出典：「自然環境の保全に関する指針[宮古・久米島編]」（沖縄県、平成11年3月）

図 3.3.2-1 自然環境の保全に関わる指針（陸域）における事業実施想定区域の圏域区分図

沿岸域に関する指針は、自然環境及び社会環境に関する各種情報を重ね合わせて一つの地図を作成し、沿岸域の区画ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとしてⅠ～Ⅳの4つに区分している。

沿岸域に関する指針において事業実施想定区域の前面海域は、評価ランクⅡの自然環境の保護・保全を図る区域となっている。



出典：「自然環境の保全に関する指針[宮古・久米島編]」（沖縄県、平成 11 年 3 月）

図 3.3.2-2 自然環境の保全に関わる指針（沿岸域）における事業実施想定区域の圏域区分図

2) 各種事業の実施における環境配慮指針

第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年4月）では環境に影響を与えるおそれがある事業の実施に際して、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価制度の活用を図っている。他方、事業のより早い段階から環境配慮を行う「環境配慮書手続」が環境影響評価法の改正において導入され、沖縄県においても条例を平成25年3月に改正し計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行った。

各種事業の実施における環境配慮指針では、共通事項を定めているほか、個別事項を各事業が掲載されており、以下に土地区画整理事業の環境配慮方針を示す。

各種事業の実施にあたっては、個別事項と自然環境の保全に関する指針[宮古・久米島編]（沖縄県、平成11年3月）に沿って環境に配慮する必要がある。

ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の 建設又は変更の事業に係る環境配慮方針

- 事業計画の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など、地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹木地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 農薬や肥料の使用に際しては極力使用を低減するように努めるとともに、水質汚濁の要因とならないよう配慮する。
- 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。
- 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。
- 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 緑地や親水施設の整備に努める。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来有している環境に配慮する。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。
- 自然との触れ合いや環境教育に資するような施設とするよう配慮する。
- 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合いに支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。